

## 那珂川浄水場運転管理等業務委託公募型プロポーザル方式に係る募集の公告

下記のとおり、浄水場施設の運転管理等に関する提案書の募集を行います。

平成 30 年 10 月 3 日

茨城県公営企業管理者  
企業局長 澤田 勝

### 記

#### 1 業務の概要

##### (1) 委託名称

那珂川浄水場運転管理等業務委託

##### (2) 委託場所

茨城県企業局県中央水道事務所那珂川浄水場(茨城県那珂市西木倉地内)

##### (3) 委託内容

- ア 浄水場運転管理業務(取水場・配水場・中継ポンプ場を含む)
- イ 施設の保全業務

##### (4) 委託期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

(ただし、契約の日から平成 31 年 3 月 31 日までは運転管理業務の習熟期間とし、本委託における受託者の責任は生じない。)

##### (5) 設計額

8 5 1, 5 4 7, 6 0 0 円(消費税及び地方消費税を含む)

(ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、平成 31 年度から平成 35 年度までの委託料提案価格の上限値である。)

#### 2 応募者に必要な資格要件等

##### (1) 応募者の形態等

- ア 単体事業者若しくは特定共同企業体(以下「企業体」という。)による応募とする。  
なお、企業体の構成員は単体での応募は出来ず、本件応募に係る他の企業体の構成員となることもできない。
- イ 企業体の場合、その運営形態及び代表者の選定は次のとおりとする。
  - 1) 企業体の運営形態は、各構成員が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。
  - 2) 応募する企業体は、代表構成員を選定するものとする。
  - 3) 代表構成員の出資比率は、構成員のうち最大とする。
  - 4) 構成員の最小出資比率は、20%を下回ってはならない。

##### (2) 応募者に必要な資格要件

単体の応募者は、次のアからオまでの要件すべてに該当する者とする。

- 企業体で応募する場合は、全ての構成員が、ア、イ、エ、オの要件に該当すること。代表構成員は、ウの要件を満たす者であること。
- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- イ 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成 8 年茨城県告示第 254 号)に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第 5 条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類 18「施設・設備等の保守管理」の小分類 1「上水道処理施設維持管理」又は小分類 2「下水道処理施設維持管理」に登録されている者であること。ただし、参加表明書提出時から委託料決定までの期間において、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ下記に示す場所に申請すること。

申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県会計事務局会計管理課 調度担当（県庁 6 階）（電話）029-301-4875

ウ 次に掲げる資格及び経験を有する業務責任者を 1 名配置できること。

1) 公益社団法人日本水道協会が認定する水道浄水施設管理技士 2 級以上の資格を有する者

2) 日量 10,000m<sup>3</sup> 以上(公称能力)の水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業における浄水処理施設の運転管理業務の実務経験が 3 年以上ある者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。

オ 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

(3) 応募者に必要な実績（単体の場合）

ア 応募者は、平成 20 年 4 月 1 日から参加表明書の提出の日までの間に、水源として河川等の表流水を利用する日量 10,000m<sup>3</sup> 以上（公称能力）の国内の浄水場（工業用水道事業、水道事業又は水道用水供給事業に係るもの。）において、浄水場に係る運転管理業務を 3 年以上元請として実施した実績を有すること。

ただし、企業体による実績の場合は、代表構成員である時のものに限る。

(4) 応募者に必要な実績（企業体の場合）

ア 代表構成員は、平成 20 年 4 月 1 日から参加表明書の提出の日までの間に、水源として河川等の表流水を利用する日量 10,000m<sup>3</sup> 以上（公称能力）の国内の浄水場（工業用水道事業、水道事業又は水道用水供給事業に係るもの。）において、浄水場に係る運転管理業務を 3 年以上元請として実施した実績を有すること。

ただし、企業体による実績の場合は、代表構成員である時のものに限る。

イ その他の構成員は、平成 20 年 4 月 1 日から参加表明書提出の日までの間に、国内の浄水場（工業用水道事業、水道事業又は水道用水供給事業に係るもの。）又は下水処理場において、次のいずれかの実績を有すること。

① 運転管理業務を元請として実施した実績

② 新設・更新又は修繕工事を元請として竣工した実績

上記のいずれの場合も、企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。

### 3 手続等

(1) 募集要項等の掲載

茨城県物品役務入札情報サービスに掲載する。

ア URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Acceptor>

イ 掲載期間

平成 30 年 10 月 3 日（水）～平成 30 年 11 月 5 日（月）

(2) 参加表明書及び参加資格等確認資料の受付

応募者は、次により参加表明書及び参加資格等確認資料を書留郵便にて提出すること。

・提出先 〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

茨城県企業局総務課総務グループ

・受付期間 平成 30 年 11 月 1 日（木）～11 月 5 日（月）

(3) 資格確認結果通知及び提案書提出要請通知の送付

資格確認の結果は、平成 30 年 11 月 9 日（金）に文書で通知する。資格要件を満たしている場合は、併せて提案書の提出要請を行う。なお、資格確認の基準日は、参加表明書の提出期限日の平成 30 年 11 月 5 日（月）とする。

- (4) 提案書の受付  
提案書の提出要請を受けた応募者は、次により提案書を書留郵便にて提出すること。
- ・提出先 〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6  
茨城県企業局総務課総務グループ
  - ・提出期限 平成 30 年 12 月 14 日（金）午後 5 時まで必着
- (5) プレゼンテーションの実施  
審査の過程において、応募者のプレゼンテーションを次のとおり実施する。
- ・実施日 平成 30 年 12 月 25 日（火）
  - ・実施場所 茨城県企業局県中央水道事務所 2 階会議室
- (6) 現場見学会、質問等  
現場見学会及び質問の受付を行う。詳細については、募集要項を参照すること。

#### 4 事業者決定の流れ

- (1) 参加資格要件の確認  
参加表明書を提出した者の参加資格等確認資料を確認し、条件を満たす応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。
- (2) 提案書の審査及び順位決定  
提出された提案書について審査し、評価点の高い順に順位付けを行う。
- (3) 詳細協議  
評価点の最も高い者と委託契約の内容に関する協議を行い、協議が成立した場合には見積事業者として決定する。協議が成立しなかった場合又は委託契約の締結までに見積事業者が募集要項等に規定する資格に該当しなくなった場合には、順次、次順位者と協議を行い、事業者の決定を行うものとする。  
詳細については、募集要項を参照すること。

#### 5 その他

- (1) 契約保証金  
契約金額の 100 分の 10 以上  
ただし、茨城県企業局会計規程第 89 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (2) 失格  
次のいずれかに該当する場合は失格とする。
- ①提出期限までに、提案書が提出されなかった場合
  - ②提案書に虚偽の記載があった場合
  - ③募集要項等に違反すると認められた場合
  - ④審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 手続における交渉の有無  
有
- (5) その他  
詳細については、募集要項、選定評価基準、資料集及び契約書（案）による。

#### 6 この公告に関する問い合わせ先

茨城県企業局総務課総務グループ  
〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6  
電 話：029-301-4915  
F A X：029-301-4929